

広島県収受	
第	号
- 4.12.23	
受理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生薬審発 1223 第 8 号  
令和 4 年 1 2 月 2 3 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

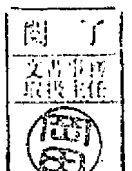
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
（公 印 省 略）

「染毛剤添加物リストについて」の一部改正等について

今般、「染毛剤添加物リストについて」（令和 3 年 9 月 30 日付け薬生薬審発 0930 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）の一部を改正し、「染毛剤添加物リスト」（以下「リスト」という。）を別添のとおりとしましたので、下記にご留意の上、貴管下関係業者に対し周知方お願いします。

記

- 1 リスト中連番1583「メチルロザニリン塩化物」を削除したこと。
- 2 令和 3 年 9 月 30 日付け薬生薬審発 0930 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知の別添中、連番 0119「アンモニア水（試薬）」の「英名」および「備考」、連番 0865「炭酸アンモニウム（試薬）」の「備考」、連番 0954「トコフェロール酢酸エステル」の「備考」及び連番 1814「りん酸水素二アンモニウム（試薬）」の「英名」の各欄について、それぞれリスト中連番 0119、連番 0865、連番 0954 及び連番 1813 の各欄のとおり改めること。
- 3 令和 3 年 9 月 30 日付け薬生薬審発 0930 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知別添（以下「別添」という。）について以下のとおり訂正すること。  
(1) 別添中連番 1078「パラオキシ安息香酸メチル」の「規格コード」、連番 1222「3-プロパノール（試薬）」の「添加物の名称」及び「英名」の各欄について、それ



ぞれリスト中連番1078、連番1222の各欄のとおり訂正すること。

- (2) 別添中連番0376「還元ラノリン」、連番0886「チオキソロン」、連番1143「2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ベンゾトリアゾール」、連番1182「d l-ピロリドンカルボン酸エチル」、連番1213「部分水素添加スクワレン」、連番1229「L(-)-プロリン(試薬)」、連番1268「ポリアクリル酸アルキルエマルション」、連番1425「ポリオキシエチレンポリオキシプロピレンデシルテトラデシルエーテル」、連番1426「ポリオキシエチレンポリオキシプロピレントリメチロールプロパン」、連番1427「ポリオキシエチレンポリオキシプロピレントリメチロールプロパン」、連番1457「ポリオキシエチレンラウリルエーテル(8~10E.O.)」、連番1560「無水リン酸三ナトリウム」及び連番1585「メトキシエチレン無水マレイン酸共重合体」の「英名」について、それぞれリスト中連番0376、連番0886、連番1143、連番1182、連番1213、連番1229、連番1268、連番1425、連番1426、連番1427、連番1457、連番1560及び連番1584の「英名」に訂正すること。

- 4 今回削除された品目については、令和4年12月31日までは、染毛剤添加物リストに納められているものとみなすことができるものとする。